旧機那サフラン酒製造本舗整備運営事業
特定事業の選定

令和 8 年 10 月

長岡市

第１　特定事業の選定に係る評価の趣旨

長岡市（以下、「本市」という。）は、令和８年10月５日に実施方針を公表した「旧機那サフラン酒製造本舗整備運営事業」（以下、「本事業」という。）を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条に基づき特定事業として選定するにあたり、実施することが適切であることを確認するための評価を行った。

なお、本資料で用いる用語は、特段の定めがない限り、「旧機那サフラン酒製造本舗整備運営事業実施方針」の定めに従う。

第２　選定の基準及び評価の方法

１　選定の基準

本事業を特定事業として実施することにより、本市が自ら事業を実施する場合と比べ、公共サービスの水準の向上及び本事業の目的の達成が期待できることを選定基準とした。

２　評価の方法

本事業は、ＤＢ方式とコンセッション方式を組み合わせた歴史的建造物群の保存活用事業であり、事業者の創意工夫による提案内容により事業内容及び事業効果が大きく異なることから、文化財の保存及び活用への寄与、観光振興及び地域活性化への効果、民間事業者のノウハウ活用によるサービス向上の可能性、持続可能な管理運営体制の構築等を総合的に勘案し、定性的評価により特定事業の妥当性を判断した。

第３　評価結果

本事業を特定事業として実施することにより、以下の定性的な効果を期待することができる。

１　旧機那サフラン酒製造本舗の文化財としての価値を適切に保存し、将来へ継承することができる。
２　旧機那サフラン酒製造本舗の保存活用を通じて、摂田屋・宮内エリアにおける観光振興及び地域活性化に寄与することができる。
３　醸造・発酵文化をはじめとする地域資源の魅力発信及び地域のにぎわい創出を図ることができる。
４　民間事業者の持つ独自のビジネスモデルの立案、施設の運営及び維持管理に関するノウハウを最大限活用することができる。
５　民間事業者に運営権を設定することで、利用者ニーズに応じた柔軟なサービス提供及び更新投資等を行うことができる。
６　民間事業者の創意工夫を活かした施設運営により、持続可能な管理運営体制の構築を図ることができる。
７　修繕及び維持管理を民間事業者が主体的に行うことにより、本市の財政負担の軽減及び平準化が期待できる。
８　民間事業者の収益活動を通じて、施設の魅力向上及び継続的な投資が期待できる。
９　ＤＢ方式とコンセッション方式を一体的に実施することにより、供用開始後の運営を見据えた施設整備が可能となり、効率的かつ持続可能な管理運営が期待できる。
10　地元事業者との連携及び活用により、地域経済への波及効果が期待できる。

第４　結論

本事業は、特定事業として実施することにより、評価結果に示した様々な効果が期待できる。よって、ＰＦＩ法第７条に基づき、本事業を特定事業として選定する。